

予算審査特別委員会 第3号

令和5年3月8日（水曜日）

○議事日程

- 1 議案第 4号 令和5年度古平町一般会計予算
- 2 議案第 5号 令和5年度古平町国民健康保険事業特別会計予算
- 3 議案第 6号 令和5年度古平町後期高齢者医療特別会計予算
- 4 議案第 7号 令和5年度古平町簡易水道事業特別会計予算
- 5 議案第 8号 令和5年度古平町公共下水道事業特別会計予算
- 6 議案第 9号 令和5年度古平町介護保険サービス事業特別会計予算
- 7 議案第10号 令和5年度古平町立診療所運営事業特別会計予算

○出席委員（10名）

- | | | | |
|----|----------|-----|----------|
| 1番 | 木村 輔 宏 君 | 2番 | 逢見 輝 続 君 |
| 3番 | 真貝 政 昭 君 | 4番 | 寶福 勝 哉 君 |
| 5番 | 梅野 史 朗 君 | 6番 | 高野 俊 和 君 |
| 7番 | 岩間 修 身 君 | 8番 | 山口 明 生 君 |
| 9番 | 工藤 澄 男 君 | 10番 | 堀 清 君 |

○欠席委員（0名）

○出席説明員

- | | |
|-------------|-------------|
| 町 長 | 成 田 昭 彦 君 |
| 副 町 長 | 奥 山 均 君 |
| 教 育 長 | 三 浦 史 洋 君 |
| 総 務 課 長 | 細 川 正 善 君 |
| 企 画 課 長 | 人 見 完 至 君 |
| 町 民 課 長 | 五 十 嵐 満 美 君 |
| 保 健 福 祉 課 長 | 和 泉 康 子 君 |
| 産 業 課 長 | 岩 戸 真 二 君 |
| 建 設 水 道 課 長 | 高 野 龍 治 君 |
| 会 計 管 理 者 | 関 口 央 昌 君 |
| 教 育 次 長 | 本 間 克 昭 君 |
| 町立診療所事務長 | 細 川 武 彦 君 |
| 財 政 係 主 査 | 湯 浅 学 君 |

○出席事務局職員

事 務 局 長	白 岩	豊 君
議 事 係 長	黒 川	寿 君

○議会事務局長（白岩 豊君） それでは、本日の会議に当たりまして、出席状況についてご報告申し上げます。

ただいま委員10名全員が出席されております。

説明員は、町長以下13名の出席でございます。

◎開議の宣告

○委員長（岩間修身君） ただいまの出席委員は10名で、定足数に達しております。

よって、会議は成立します。

これより本日の会議を開きます。

◎議案第4号ないし議案第10号

○委員長（岩間修身君） 昨日は一般会計歳出まで質疑が終わっておりますので、今日は一般会計歳入から始めます。

それでは、一般会計事項別明細書の歳入の質疑を行います。

予算書18ページ、1款町税から31ページ、3款利子割交付金まで質疑を許します。質疑ございませんか。

○10番（堀 清君） おはようございます。今回不納欠損額というような項目では載っていないのですけれども、一般会計に関わる税金の中で不納欠損の金額を教えてくださいと思います。

○町民課長（五十嵐満美君） 不納欠損額ということなのですが、令和3年度の不納欠損額は令和4年度の決算のときにお知らせしたかと思えます。令和4年度の不納欠損額については、令和4年度中ですので、欠損額はまだ出しておりません。

○10番（堀 清君） そうすると、滞納金の広域への譲渡もそういった形になるのですか。

○町民課長（五十嵐満美君） 広域の引継ぎ、令和5年分につきましては広域連合とまさに協議中でありまして、令和4年度の引継ぎについては資料を持ってきておりますので、令和4年度町税として引き継いでいる件数、滞納者数12名ということで、引継金額は527万円ほどとなっております。

○10番（堀 清君） 広域にも出しながら、地元の徴収係さんも現場に入り込んで徴収というものをしていると思うのですけれども、当町の職員の滞納金に対する徴収の金額は分かれますか。

○町民課長（五十嵐満美君） 具体的に徴収した金額というのは出しておりませんが、予算書を去年のと比較して見ていただければ分かると思うのですけれども、滞繰分が町民税から始まって固定資産税だったり都市計画税だったり、国保のほうにも行きますけれども、滞繰分としては半分以上に落としている金額の税もございまして。なので、そういうところから見ますと、担当のほうとしては滞繰分を減少させるために非常に努力していると思われまして。

○10番（堀 清君） 回収という面では大変なところがあると思うのですけれども、最近では欠損額というのも少なくなっていますし、町民の税金に対する考え方というのも変わってきていると

思うのですけれども、どうしても取れないやつは広域のほうに頼むというような形が出てくるのですけれども、取れないやつは広域のほうに頼むというような考え方で今後の徴収の仕方というのは推移していくのかなと思うのですけれども、そこら辺どうですか。

○町民課長（五十嵐満美君） 広域連合に引き継いでいる案件につきましては、金額が高いもので、何年も継続して引き継いでいる案件がほとんどです。それも令和5年度については大分減っておりまして、金額自体が非常に減っております。広域に引き継ぐ件数、金額ともに令和5年度は大分減る予定でございます。継続して徴収いただいていた分も着々と回収させていただいております、どうしても連絡がつかないとか非常に困窮しているとかというところは案件として残りますけれども、ほかの広域連合に引き継いでいる分は回収していただいているので、今後も金額が大きくなるですとか徴収が困難なケースにつきましては広域に引き継ぐことを引き続き検討していきたいと思っております。

○3番（真貝政昭君） 予算書の22ページです。固定資産税の現年課税分の調定の基礎の表を見ているのですけれども、償却資産について対象物はどういうものがあるか説明してください。

○町民課長（五十嵐満美君） 償却資産につきましては、事業者の設備一式、それですとか船舶、機械設備も含めまして資産、動産に係るものについて課税されております。

○3番（真貝政昭君） 聞き取りにくかったのもう一度確認したいのですけれども、船舶は償却資産に入っていますか。

○町民課長（五十嵐満美君） 含まれます。

○3番（真貝政昭君） 漁船ですけれども、海水量によって5トン未満だとか20トンクラスだとかありますけれども、漁船の償却資産という課税対象からすると、区分けの一覧というのは数字としては分かるのですか。

○町民課長（五十嵐満美君） 申し訳ありません。細かい資料については本日持ってきておりませんが、一覧として機械から出すことは可能です。

○3番（真貝政昭君） ちなみに釣り船、遊漁船の部類と、それから漁業、漁協に加盟している区分けがありますよね。それは区分けなしに課税している状況なのですか。

○町民課長（五十嵐満美君） 漁協の組合員であるかなしにかかわらず、申告があれば課税しております。

○3番（真貝政昭君） 次の24ページです。軽自動車の課税状況なののですけれども、四輪乗用、四輪貨物の区分けとして自家用、営業用、営業用は3種類というふうに分かれています。これは使用年数によって区分けされている一覧なのでしょうか。

○町民課長（五十嵐満美君） 営業用も自家用も、こちらに書かれてありますとおり平成28年度を切替年度として税率が年数で変わりますので、こういう記入の仕方になっております。

○3番（真貝政昭君） その上のほうの欄で小型特殊の欄があります。農耕用、その他とありますけれども、その他というのはどういうものなのでしょうか。

○町民課長（五十嵐満美君） 申し訳ありません。中身の細かい内訳については本日持ってきておりません。

○委員長（岩間修身君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、次に32ページ、4款配当割交付金から37ページ、6款法人事業税交付金まで質疑を許します。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、次に38ページ、7款地方消費税交付金から43ページ、9款地方特例交付金まで質疑を許します。

○3番（真貝政昭君） 39ページの地方消費税交付金で項目が2段に分かれていますけれども、前任者のときにこれの考え方として一般財源は何にでも使えるのだという説明がありました。先日の普通交付税の一般財源として自由に町側で使えるという、ああいう感覚で捉えていてよろしいでしょうか。

○総務課長（細川正善君） 考え方としては、一般財源は何にでも使えるという考え方でよろしいかと思えます。町に入ってきた後、町としても現在一般財源で使っております。なお、昨年の予算特別委員会でもご説明したのですが、総務省へ報告する決算統計、地方財政状況調査というものがございしますが、それでも国のほうから地方消費税交付金については一般財源扱いするという事で記載要領に載っております。

○3番（真貝政昭君） ちなみに消費税がスタートしたとき、1%の税収が2兆円という目安がありました。その後5%だとか8%に上がっていくにつれて2兆5,000億だとか2兆7,000億という数字が出されていきました。10%になった現在、1%というのは大体どれくらいの額で捉えたらいいですか。

○総務課長（細川正善君） 申し訳ございません。国の大きなマクロの話になってしまいますので、私のほうではそこまで考えて事務を執っておりませんので、お答えできません。

○3番（真貝政昭君） 私の感覚は古平町から国政を見るという感覚で見ているものですから、ぜひとも財政を扱う側として常識的な質問として今後は捉えていただきたいと思うのです。地方消費税交付金の配分の仕方なのですけれども、どうやって決めるのですか。

○総務課長（細川正善君） いろいろと複雑なことになるのですけれども、口頭でご説明させていただきます。

まず、上のほうの地方消費税交付金ですが、道にまずは国のほうから地方消費税が入ってきます。道に入ってきた金額の21分の10にさらに2分の1を掛けまして、あとは国勢調査の人口、さらには経済センサスの従業員数で案分して道から町に配分されます。下のほうの社会保障財源分でございますが、こちら道に納入された地方消費税に21分の11を掛けまして、その半分を国勢調査の人口で案分して道から配分されます。

○3番（真貝政昭君） 今年度の予算で概略歳出のほうを見ますと、大体消費税として1億円支払う形になっています。入ってくるのが6,000万強くらいになると、今年の事業量を見てもマイナスという形になっています。とても納得のいかない仕掛けのやり方だと思っています。いいです。

○委員長（岩間修身君） ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(岩間修身君) ないようですので、次に44ページ、10款地方交付税から49ページ、12款使用料及び手数料まで質疑を許します。質疑ございませんか。

○3番(真貝政昭君) 幼児センターの保育料、49ページを見えています。未満児のほうで保育料をいただくというふうになっています。この中には給食費も含まれていますよね。保育料の中に。それを確認したいのですが。

○町民課長(五十嵐満美君) 真貝委員おっしゃいますとおり、未満児については保育料の中に給食費も含まれております。

○3番(真貝政昭君) 幼児センターの3歳以上児については、課税といたしますか、懐具合によって給食費を取る場合と取らない場合がありますけれども、基本的に保育料としては取らないというふうになりますよね。取らない理由についての措置というのは、地方交付税の中で措置されているというような考えでよろしいのでしょうか。それとも国、道、町で案分形式でやられているのか。財源ですけれども。

○町民課長(五十嵐満美君) 3歳以上児の給食費につきましては、生活保護世帯が無料、そのほかは所得に応じて階層が分かれています。所得が上の方になりますと主食費と副食費をいただいております。階層が下の方になりますと主食費のみ徴収しておりますので、所得によって差はございます。実費でいただいているということになりますので、交付税の中の保育に係るお金という大枠の中にその分は含まれているのかもしれませんが、具体的な数字については分かりません。

○委員長(岩間修身君) ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(岩間修身君) ないようですので、次に50ページ、13款国庫支出金から59ページ、14款道支出金まで質疑を許します。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(岩間修身君) 質疑ないようですので、次に60ページ、15款財産収入から65ページ、17款繰入金まで質疑を許します。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(岩間修身君) ないようですので、次に66ページ、18款繰越金から71ページ、20款町債まで質疑を許します。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(岩間修身君) ないようですので、ここで一般会計予算全体を通して歳入歳出一括で、1人2件まで質疑を許します。質疑ございませんか。

○3番(真貝政昭君) 156ページの職員給与費で質問します。資料としては174ページからの給与明細書になります。それから、説明資料では26ページからになります。モデルケースを自分なりにつくりたいと思ひまして確認のために質問するのですがけれども、職員給与の成果主義が法制化されて、細川課長の前任の課長時代に古平町役場も整備をして実施するという、そういう説明が以前ありました。教員の世界などでは10年以上前からそういう制度が始まって、職場で優秀な先生、普

通の先生、成績の悪い先生ということでランクづけをして、必ずそれに基づいて給与を支払うというふうになっています。古平町役場もやることになっているという説明だったのですけれども、いつから始まったか説明してください。

○総務課長（細川正善君） 真貝委員の質問にお答えします。

今おっしゃっていた成果主義というのは人事評価のことかなと思いますので、人事評価がいつから始まったのかをご説明いたします。古平町で人事評価を始めたのは令和元年の10月からです。

○3番（真貝政昭君） それ以前の前任者、前々任者のときに町側からこういう説明がありました。平たく言えばかんながけをして、そして成績のいいやつと悪いやつと普通の区分けをすると、概略そのような言い方をしていたのですけれども、実態はどういうふうになっているのか知りたいのです。10年以上前に聞いた教員の世界ではA、B、Cランクということで、Bが普通、給与の変更はないという説明で認識していたのですけれども、古平町の現在の状況はどういうふうにやられているのですか。

○総務課長（細川正善君） この場でご説明するとなかなか複雑なのですが、口頭でご説明いたします。

どこの町もそうなのですが、人事評価は大きく分けて2つございます。1つが能力評価、もう一つが業績評価という2つございます。基本的には能力評価が毎年の昇給、私たち役場職員は毎年給料表を昇給いたします。能力評価は昇給に影響があるほうでございます。もう一つの業績評価につきましては、ボーナス、いわゆる期末勤勉手当の勤勉のほうに影響がございます。先ほど前々任者の方から平たく言えばかんながけというようなお話があったと思いますが、基本的な考え方はそれで間違いはないのですが、かんながけするほうは業績評価、ボーナスに影響のあるほうでございます。

まず、能力評価につきましては、大きく分けて5段階ございます。極めて優秀、優秀、標準、やや劣る、劣るという5段階でございます。どのように能力評価をするのかといいますと、国のほうで評価様式を示してくれています。能力評価につきましては、遅刻をしないだとか、上司の言ったことに反抗して仕事をしないだとか、そういうような一般的な勤務態度、それを評価いたします。誰が評価するのかといいますと、係長以下は課長が評価いたします。課長が1次評価者となって課長が評価して、それがいいかどうかということで2次評価者は副町長になります。最終的には町長が確認するというのが能力評価のほうでございます。能力評価は、先ほども言ったように職員の昇給、毎年の給料の昇給に影響いたします。

もう一つの業績評価、ボーナスのほうに影響するやつは、大きく4段階に分かれます。特に優秀、優秀、標準、標準未満という4段階に分かれます。どのように評価するのかというと、年度の初めに全職員、1年間何をするのか、どういう仕事をするのかという目標をつくります。係長以下の人は課長と面談して目標をつくります。課長は副町長と面談して、1年間何をやるのかという目標を立てます。最終的にその目標が達成できたかできなかったかということを行いまして、それで評価します。評価した結果、先ほどの4段階に当てはめるという流れでございます。評価者は能力評価と同じように、係長以下の職員は課長が1次評価者、2次評価者は副町長、課長は1次評価者が副町長、2次評価者が町長という流れでございます。

○3番（真貝政昭君） 基本的に十何年前に聞いた学校現場での扱いは、A、B、Cのうち必ずAを1人、Cを1人という目安があって、最初は輪番で受け持ったそうです。ひどい制度だということで、恨みっこなしというやり方です。それが禁じられて、かなり厳粛にやられるようになったようです。当時の教育長は、今のような感じで教員の評価を教頭が、教頭の評価を校長が、校長の評価を教育長が評価するというので、そんなのやりたくないというふうに漏らしていました。極めてひどいやり方だというふうに私は思っているのです。平たく言えばどれくらいの区分けになるのですか。当時のランクづけはA、B、Cというようなランクづけでしたけれども、それぞれAとCに1人ずつという、そういうやり方をしていましたけれども、評価の点で今の様子を聞いていますと、必ずしも人数は決まっていな。それこそCのほうにぐっと固まってしまうだとか、Aのほうにぐっと固まってしまうとBがほとんどいないだとか、そういうような状況が考えられるのだけれども、基本的にはそういう振り分けは人数的には決まっていなということですか。

○総務課長（細川正善君） 人数の振り分けが決まっているかというご質問なのですが、先ほど言った能力評価、業績評価ともに、優秀、特に優秀だとかというところは職員の何%以内という上限は決まっております。ですが、上限が決まっているだけなので、そこに何人必ず配置しなさいとかというようなことにはなっておりません。人事評価実施規定というものがございしますが、そういうように定めております。上限だけは定めてございます。

○3番（真貝政昭君） そうしたら分かりやすく聞きますけれども、普通のランク以外の給料をその年に決められた以上にいただける方の上限、パーセンテージが決められているということですから、その上限を説明してくれませんか。普通以外の上のほう、それから普通よりも下のほうの上限です。

○総務課長（細川正善君） 先ほどの私のご説明からいったら、普通以下の人は上限はありません。何人でもよろしいです。細かく言いますと、まず能力評価、昇給に影響するやつは、極めて優秀は5%以内、優秀は20%以内、業績評価、ボーナスのほうに影響するほうは、特に優秀が5%以内、優秀が30%以内というように上限を定めてございます。

○3番（真貝政昭君） 今言った数字の合計の上限、パーセントというのはいあるのですか。

○総務課長（細川正善君） すみません。合計のパーセント提示という意味がよく分からないのですが、今言ったように5%以内だとか20%以内というのが上限なので、それを職員数に掛けて出すということになります。

○3番（真貝政昭君） 単純に答えられるような仕組みではないということですね。分かりました。こういうやり方ですと本俸にも影響がいくみたいなので、退職金にも当然関わってきますよね。仮に高卒で最低ランクを突っ走った場合どうい影響が出るか、そういう計算はしたことがありますか。

○総務課長（細川正善君） ございません。

○3番（真貝政昭君） 今聞いていると、とてつもない損害を被るような仕掛けというふうに思います。恐ろしくて発表できないという、そういう感じかなと思うのです。それと、もう一つは、今は子育て世代の経済的な負担を軽くしようという流れですよね。国保でもそうですよね。ところが、

今の説明を聞いていると、そういう家庭の実態なんか無視して、あくまでも職員の業務のことで判断していくというふうになりますと、これまた非情な冷酷な制度だなというふうに思うのですけれども、そういう情状酌量の要素というのはこの評価制度にはないのですか。

○総務課長（細川正善君） だんだんと当初予算から外れてきているのですけれども、一応お答えいたします。

そもそもこの人事評価制度というのは、職員が劣っているからといって罰する制度ではなくて、職員が劣っていれば、なぜ劣っているのか、その部分をどうやったら改善していけるのかという職員のレベルを上げるための制度だと。そのための1つの道具、手段でございますので、仮に1年間評価いたしました。結局は標準以下になってしまった。その人に対しては、課長なり副町長なり1次評価者、2次評価者とよく面談をしまして、どうしてその人が劣っていたのかというのを話し合っただけで改善に導いていくというのがこの制度の趣旨でございます。

○3番（真貝政昭君） 各自治体の役場職員でそれなりに業務の上では格差があると思います。こういうのが一般的になっていくと、給与体系の表というのは自治体共通でやられていますから、全国、全道の自治体での評価の格差につながっていくという感じがします。学力テストもそうでしたけれども、成果主義的なこういう制度というのは、企業の間では失敗だというふうに大体結論づけた動きになっているのです。自治体がこういうふうにやっていくというのは、失敗したやつをとにかく経験してみないと駄目だという一歩遅れたやり方だと思っています。もう一つは、職員間の不信感を招く、こういう要素を持っているのでないかと。協働して住民サービスに当たるといふ、そういう意識を固めることはできないというふうに私は思っています。今、職員のレベルを上げるとかと言いましたけれども、その対価が給与の減額という形で表れるわけですから、決していい思いはしないと、そういうふうに認識いたしました。

終わります。

○委員長（岩間修身君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、これで令和5年度古平町一般会計予算の質疑を終わります。

それでは次に、令和5年度古平町国民健康保険事業特別会計予算の質疑を行います。212ページから231ページまで、歳入歳出一括で質疑を許します。質疑ございませんか。

○3番（真貝政昭君） 資料で見たほうがいいですかね。資料の96ページの下のほうに出産育児諸費というのがあります。出産の場合の助成金というのがたしか五十何万でしたっけ、あると思うのですが、出産助成金の数字を書いたところはありませんでしたか。

○町民課長（五十嵐満美君） 出産一時金が幾らかというのを記載したところはないかと思っておりますけれども、今真貝委員おっしゃった96ページ、97ページの表で出産育児諸費2件84万円となっておりますので、予算計上のときは1件42万円でしたので、1件42万円で予算計上しております。制度が変わりまして50万円に引き上げられましたので、令和5年4月1日から50万円が適用されることになっております。

○3番（真貝政昭君） 前任者のときに42万というので間に合っているという説明だったのです。古平町の事例、実態として間に合っていたのか間に合っていなかったのかというのは当時調べられたのでしょうか。

○町民課長（五十嵐満美君） 出産されている方、町民で何人かいらっしゃいますけれども、国保ということですのでここ数年出産一時金で出ていませんので、一件一件聞いたことはありません。地域ですとか産院によってとか金額が違う場合があるというのは知っていますけれども、決められている金額を大幅に超えたということは聞いた記憶は感覚的にもございません。

○6番（高野俊和君） 225ページの一般管理費の中に報償費で健康運動指導士報償費があるのですけれども、直接関係あるかどうか、これに該当するのか分からないのですけれども、昨年11月から12月の毎週月曜日にチョッキン運動を行っていたと思います。庁舎内で。最初に誘われたときにはおっくうだなというふうに考えていたのですけれども、通ってみますと、冬の運動不足時期なので、張り合いが出て、いいなというふうに思いました。最初指導者としては大学の講師などが来て行っておりましたけれども、その後は町の職員が指導されて、話しやすいし、いい時間を過ごしたのでないかというふうに思っております。何よりもいいのは、ゆっくりした進め方で、高齢者には負担のかからない運動方法で大変いいと思えました。今B&Gで週1回ぐらいやっているのですけれども、庁舎内で職員が指導してくれるとなじみやすいといいますか、町の職員、口数は多くはないのですけれども、ゆっくりした指導方法で、いい指導方法だなというふうに思いましたので、もし機会があれば、この科目ではないのかもしれませんが、職員ですのでそんなに予算はかからないと思いますけれども、機会があったら続けられたらいいのでないかというふうに思いますけれども、どうでしょう。

○保健福祉課長（和泉康子君） すみません。国保会計なのですけれども、一般会計の介護予防事業で行っています筋肉チョッキン運動と転倒予防教室のことだと思うのですが、そちらのほうは職員も研修を受けまして、高野委員もチョッキンのリーダーの研修会に来ていただいたと思うのですけれども、町が直接実施する定期的な月と、皆さん慣れてきたので、実習事業ということで海洋センターのほうで、こちらのほうで準備だけして自主的に活動してくださいという部分で育成している部分があります。それは、経費をかけないよというところと、職員またはリーダー研修を受けていただいた方に今後参加していただいて定期的に開催していく予定でございます。

それと、今ご質問のありました運動指導士につきましては、こちらも健康推進のほうでやっているのです簡単に説明させていただくと、特定健診を受けたときに要指導の方がいるのです。全く問題ないよという人と治療してくださいという方と今後予防的に何かしたほうがいいですよ、栄養指導と運動指導とあるのですけれども、そちらのほうで年3回程度運動指導士を呼んで、必要な方に運動の指導を直接しているものでございます。

○6番（高野俊和君） 今説明がありましたけれども、最初は指導するに当たって専門の講師、大学の先生でしたけれども、来ておられましたので、そちらのほうは費用がかかるのだろうなと思いましたが、慣れて、十分職員でやれるのでないかなというふうには思いましたが、それであればそんなに費用もかからないし、ぜひこれからも続けてもらうように。ですけれども、

職員ですから時間内でやるわけですから、上の人の了承も要ると思いますので、その辺も必要かなと思って、あえてここで話しさせていただきました。ぜひまた開催できればというふうに思っております。

以上です。

○委員長（岩間修身君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、これで令和5年度古平町国民健康保険事業特別会計予算の質疑を終わります。

次に、令和5年度古平町後期高齢者医療特別会計予算の質疑を行います。262ページから281ページまで、歳入歳出一括で質疑を許します。質疑ございませんか。

○3番（真貝政昭君） 後期高齢の保険料なのですけれども、説明資料を見ると4年、5年と共通した保険料でという説明になっています。改めて前回の令和2年度、3年度から4年、5年に移る際の保険料の増減について、どのような状況だったのか概略説明してください。

○町民課長（五十嵐満美君） 2年度、3年度2か年で真貝委員おっしゃった資料101ページに載っております均等割で5万2,048円、令和4年、5年で5万1,892円となっておりますので、差額としては156円の減額になっております。

○3番（真貝政昭君） この資料からは分からないような感じがいたしました。滞納繰越分が載っていますけれども、75歳以上の使用者のうち、年金から天引きと、それから窓口での支払いということで普通徴収ですか、天引きの場合は問題ないと思うのですけれども、窓口での支払いで滞納されている方の現時点での人数というのは分かりますか。

○町民課長（五十嵐満美君） 滞納繰越の人数については押さえておりません。

○3番（真貝政昭君） 後期高齢の場合、資格証明書はやられていないと思うのですけれども、短期保険証みたいなのは発行されているのでしょうか。しているとしたら、どういう形のそれぞれの数字はどういうふうになっていますか。

○町民課長（五十嵐満美君） 令和5年1月に短期証を国保のほうで発行しておりまして、後期も同じタイミングで発行するのですが、令和5年1月の際は短期証の対象者はゼロ人でした。おりませんでした。

○3番（真貝政昭君） そうしたら、後期高齢の保険証を持っている方については、国保のやり方とは対応の仕方を変えて、そういうような対応は取らないという、そういう方針なのか、どうなのでしょうか。

○町民課長（五十嵐満美君） 短期証を発行する要件については基本的に同じ考え方です。滞納があっても交渉にも応じていただけないですとか、納めるのに納められない方ということで、短期証を発行する考えは国保も後期も基本的に同じです。ただ、今年度につきましては、悪質というか、ずっと滞納されている方というのがいらっしゃらなかったのです。今年度の短期証については、6か月に1回なので、夏のときは1名いたかと思っておりますけれども、滞納が解消されて、圧縮されて、払える範囲に入ってきましたので、短期証は発行しておりません。

○委員長（岩間修身君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、これで令和5年度古平町後期高齢者医療特別会計予算の質疑を終わります。

次に、令和5年度古平町簡易水道事業特別会計予算の質疑を行います。302ページから331ページまで、歳入歳出一括で質疑を許します。質疑ございませんか。

○6番（高野俊和君） ちょっと聞きたいのですけれども、323ページの需用費のところ配水管の修繕費と、その下の委託料に漏水管の調査業務委託料とありますけれども、たしか配管の布設替えというのは平成31年度で終了して、そして耐用年数が20年ぐらいあって、漏水管とかそういうものの予算は令和3年から出ていたと思うのですけれども、31年に布設替えがほぼ終了して、まだ三、四年しかたっていないのに漏水というのは発生するのでしょうか。

○建設水道課長（高野龍治君） まず、1つ目の修繕費の660万、この部分に関しましては浄水施設、浄水場とかの修繕費でございます。管路の関係の修繕費はここでなく、下のほうの配水施設管理費の配水管修繕費200万、ここが配水管、道路に埋まっている管の修繕費になります。実際問題としまして、その年その年で町内のどこで漏水が起きるか分かりません。そういったことから、毎年このぐらいはかかるであろうというものを計上しております。

先ほどの委託料、配水管漏水調査業務委託料52万円、これにつきましては、24時間365日水を作っているわけですが、通常必要とする量を夜中にも作っております。それが必要以上に流れてしまうということもあって、流れてしまうということは町のどこかで漏水しているということなのです。そういった数字が大きくなったら、目星をつけて町内のどこかを調査して、漏水箇所を見つけてそこを修繕すると。修繕することで夜中に漏れている水を少なくすることができれば、薬品費とか電気料とかそういったものに直結しますので、そういったことからこういった調査費を計上させていただいております。

○6番（高野俊和君） ということは、調査費みたいなものというのは、今課長言っていた夜中に漏水があるというようなことは、機械の中である程度見て、そしてそういうところがあった場合にはそういう調査をするということであって、いつも調査に歩いているということでは全然ないということですか。

○建設水道課長（高野龍治君） この委託料は、発注した場合は業者に委託しまして、道路の配水管が入っている辺りとか、あと仕切り弁とか、そういったものに音響、業者の方はそういった機械を持ってまして、音が大きいとか小さいとかで漏水している箇所が分かるものです。そういったもので調査をして漏水箇所を発見していくというようなものなので、1年中どこか歩いているとかそういうわけではございません。

○3番（真貝政昭君） 令和4年度現在で基金は幾らになっていますか。

○建設水道課長（高野龍治君） 令和4年度はまだ決算が終わっていませんので、補正予算した段階の数値として捉えていただきたいと思います。令和4年度末の残高は1億3,400万程度と考えております。

○3番（真貝政昭君） 今の基金残高の額と、それから公債費の推移を見ると、大分余裕ができてきている感じです。水道料金は全道でも5本の指に入るような水準の水道料金ですから、安くするというのを考えられるのではないのでしょうか。

○建設水道課長（高野龍治君） 基金があり余っているのでないかというようなご質問ですけれども、以前にも議会全員協議会の中でご説明しましたが、令和5年度から施設の改修、更新が始まってきます。令和5年度は浄水場の実施設計、5年、6年、7年で浄水場とかポンプ場の主に電気設備の更新、その事業をやっていきます。さらに、それを終えたら、浄水場から道道をずっと配水管が通ってきていますが、配水管の更新も今後行っていく予定であります。基金は、そういった施設の更新をやっていく中で公債費、起債の借入れをしていきますので、公債費に充てられていく関係上、今これだけたまっていますが、基金はどんどん減っていきます。そういったことから、今の状態では水道料金は、そういった計画もある以上、下げることはできないと考えております。

○3番（真貝政昭君） 公営企業会計のあれを引きずっているという形で動いていますけれども、会計上は簡水会計で、一般会計から応援をもらえる状況を整えているので、一般会計も深刻な状況ではないというふうに思っているのですが、簡水会計から一般会計に圧力をかけて、お金を引き出すような動きをすれば可能でないかというふうに思っています。

以上です。

○委員長（岩間修身君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君） ないようですので、これで令和5年度古平町簡易水道事業特別会計予算の質疑を終わります。

ここで11時15分まで休憩いたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時11分

○委員長（岩間修身君） 皆さんそろいましたので、会議を再開いたします。

令和5年度古平町公共下水道事業特別会計予算の質疑を行います。368ページから393ページまで、歳入歳出一括で質疑を許します。

○9番（工藤澄男君） 1点だけ確認をお願いします。389ページの委託料の中に汚水管の清掃業務委託料とあります。うちの前の集会所の近辺、2回汚水管が詰まって掃除しています。それ以外にどこかよそでも汚水管が詰まるような件があったのかどうか教えてください。

○建設水道課長（高野龍治君） 工藤委員おっしゃった以外に毎年2か所詰まっている傾向がありますので、清掃している箇所につきましては、浜町ポンプ場というのがあるのですが、そこから新栄団地のほうに向かう管路が詰まる傾向がございます。それと、浜町のあけぼの公園の近辺、その辺についても詰まる傾向がございます。

○9番（工藤澄男君） うちの前のときには、食用油というのですか、ほほえみくらすのほうから

流れてくる油が固まって詰まったというのがありまして、その後油の対処というか、そういうのはきちっとしているのでしょうか。

○建設水道課長（高野龍治君）　うちの担当職員がほほえみくらすのほうに出向いて、食堂とか、そういった飲食を伴うような施設はグリーストラップというものがついています。そういうのを小まめに清掃して管理していただきたいというふうに指導していると聞いております。

○3番（真貝政昭君）　説明資料の117ページです。古平町のリフォーム助成で公共下水ますにつないで普及を図るという方針を立てましたよね。これが始まったのは何年からになっていますか。

○委員長（岩間修身君）　答弁調整のため暫時休憩いたします。

休憩　午前11時15分

再開　午前11時16分

○委員長（岩間修身君）　会議を再開いたします。

○建設水道課長（高野龍治君）　リフォーム事業で下水道の接続を補助するようになったのは平成25年度からです。

○3番（真貝政昭君）　これが始まってから約10年近くになるのですけれども、戸数として伸びたのが90戸。だから、毎年数戸程度伸びているという感じです。普及率が目標になりますから、今普及率は対象戸数のうちの約6割ですから、これを10%伸ばすといったら130戸に増やす必要があるのです。たらたらとやっているとそのそ財政に影響を及ぼしますので、1つは下水道料金を下げるという手があるのですけれども、もう一つはリフォーム助成にもう少し魅力あるやり方を取り入れてもらって普及率を高めるという方法が考えられるのかなというふうに思っているのです。そのほかに普及率を高める方策として、そちらのほうではどのような手が本当は欲しいのだというのがあるのでしょうか。

○建設水道課長（高野龍治君）　普及率をこれからさらに10%上げるというのは至難の業だと思います。財政力に相当余力のある町は、後志管内でもございますが、100%排水設備の費用を町から補助するという町もございます。1都市だけ。その町はあえて言いませんけれども、古平町にはそれだけの余力はございません。そういったことから、ここ数年間コロナの関係で個別訪問というものができませんでした。5年度に関しましては個別訪問とかそういったものを実施しまして、未接続の方々に接続をお願いするというような方策しか今はないのかなと思います。

○委員長（岩間修身君）　ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（岩間修身君）　ないようですので、これで令和5年度古平町公共下水道事業特別会計予算の質疑を終わります。

それでは次に、令和5年度古平町介護保険サービス事業特別会計予算の質疑を行います。430ページから447ページまで、歳入歳出一括で質疑を許します。

○10番（堀　清君）　ページ数はあれなのですが、介護認定ということで聞きたいので

すけれども、先般広域の会議の中でも認定の時間だとかそういう形の中で不満の町村があったのです。それで、当町の場合の介護認定、月1回開くだとかそこら辺自分もしっかり分からないのですけれども、そこら辺から説明してもらいたいと思います。

○保健福祉課長（和泉康子君） 介護認定ということなので本来サービス勘定には関係ないのですが、介護認定、要支援から介護度5ということまで、1つの動作に対して何分介助されると自宅で生活ができるかというのを基本にして、できる、できない、たまにできるというチェック項目、それについても樹形図というのがありまして、国のほうでも何分と定められています。判断するときにも、月1回できるのであればたまにできる、週1回できるのだったらほぼできるとか、いろんな基準の1個ずつの項目に対しての研修は1年に1回、現認調査ということで振興局で行っております。それと、解釈の手引を見ながら、うちで調査員が4名会計年度さんでいるのですけれども、必ず上がってきたものに対して介護保険系のほうでその解釈がよいかどうかというところを1個ずつチェックしています。それで、ばらつきがありそうときは皆さんを呼んで、こういうケースがあるけれどもこうしましょうということで統一はさせていただいているのと、あとはズーム会議ということで1年に2回程度、国が研修するものに対して調査員に参加していただいています。厳密にやると、施設に委託とかすると甘めについてくるのです。介護報酬に響くので。なので、古平町としては必ず古平町の職員が施設に出向いて調査するというので、あまりばらつきはうちの町についてはないかと思っております。

○10番（堀 清君） そういうことで、現場のほうはきちっとした形の中でできているということですね。今後広域等々に頼むだとか様々なことがあると思うのですけれども、そういう面はどうですか。広域に対して介護認定がスムーズにいくために現場としての要望というか。

（何事か言う者あり）

○10番（堀 清君） 研修会ばかりでなくて、そういう形の事案が出た場合に認定の段取りをすぐやってもらうだとか様々なことがあると思うのですけれども、期待というよりも、今後様々なことを考えていかなければ駄目だと思うのですけれども、そういう考えだとかありましたら。

○保健福祉課長（和泉康子君） 制度上は介護認定は保険者がするというので、保険者が後志広域連合ですので、それを各構成団体の町村が行っております。やるとしても広域連合のほうでは手が回らないので、お願いするとすれば後志で統一できるように調査の研修会をしてくださいだとかということは考えられますけれども、今のところうちのほうは自前でやっているのと経験も積んでいますので、もしそういう事案が起きた場合には保健所なりに確認して、調査のチェックの考え方について回答を求めながら改善していければなと思っています。

○8番（山口明生君） 432ページのところで一般会計の繰入金というのがございまして5,799万8,000円、これがサービス事業全体の赤字補填額というふうに理解できると思うのですが、前年度に比べると800万円ほど増えている。まだ始まったばかりの事業なのでいろいろと入り用な部分もあるかと思いますが、800万増えたことで説明できることがありましたらお願いします。

○保健福祉課長（和泉康子君） 説明資料の128ページ、129ページをお開き願いたいと思うのですが、サービス勘定のときにもご説明させていただいたのですけれども、介護医療院が半年過ぎて1

年目、令和4年度の決算見込みに合わせて令和5年度を推計したと思うのですが、特別会計ということもありまして推計の85%で歳入を見ているという部分もございます。それで、この図に示しているのは、4事業所で5つのサービスを行っているのですが、(1)のデイサービスのほうはマイナス分が900万ということで、全体の中のそれぞれの赤字分、黒字分というのがここで見えるようにしていますので見ていただきたいと思います。それで、800万の増については、おおむね介護医療院の運営分ということで押さえていただきたいと思います。

○8番(山口明生君) 今の説明を踏まえた上で聞いていたのですが、申し訳ないです。聞き方が悪かったかもしれないです。要するに介護医療院で4,800万ほど不足するというので、ほかの事業では黒字事業もあって、デイサービスの赤字なんかも年々少しずつ減ったりなんかしている部分も評価はしているのですが、決算してみないと本年度の予算額が果たして本当にこれだけ使うのかどうかも分からないのであれなのですが、黒字の事業はこの先そんなに大きく伸びる期待はできないと思うので、いかに赤字を減らしていくかというのがすごく大切なことだと思うのです。そういった部分で、特に大きな赤字を抱える介護医療院、でも大切な施設ですので、無理をしない範囲で1年ごとに少しでも赤字が減らせる努力はあっていいのだろうなというふうに感じたので、この質問をさせていただきました。

以上です。答弁は結構です。

○9番(工藤澄男君) 445ページの役務費なのですが、予算は5,000円程度なのですが、内容が麻薬免許申請手数料とありますけれども、麻薬免許の申請というのはどういう形でやっているのですか。

○町立診療所事務長(細川武彦君) 麻薬免許なのですが、がんとかの治療で使うモルヒネ、痛み止めとかそういう薬なのですが、3年ごとに免許を更新しなければいけないので、診療所のほうにも載せてあります。

○委員長(岩間修身君) ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(岩間修身君) ないようですので、これで令和5年度古平町介護保険サービス事業特別会計予算の質疑を終わります。

それでは次に、令和5年度古平町立診療所運営事業特別会計予算の質疑を行います。476ページから495ページまで、歳入歳出一括で質疑を許します。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(岩間修身君) ないようですので、これで令和5年度古平町立診療所運営事業特別会計予算の質疑を終わります。

これをもって令和5年度古平町各会計予算の質疑は全て終了いたしました。

これから令和5年度古平町各会計予算について一括で採決をいたします。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○委員長（岩間修身君） 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました令和5年度古平町各会計予算について、会議規則第76条の規定に基づき、議長に報告するものといたします。

◎閉会の宣告

○委員長（岩間修身君） 以上をもちまして本委員会に付託されました案件は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもって予算審査特別委員会を閉会いたします。

閉会 午前11時31分